

添付法令資料 4 :

証券引受人及び証券仲介人として事業活動を実施する証券会社のガバナンスの
適用に関する 2017 年 9 月 14 日付インドネシア共和国金融サービス庁規則
No.57/POJK.04/2017 (目次)
同月 26 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 株主の義務及び株主総会
 - 第 1 節 株主の義務 (第 3 条及び第 4 条)
 - 第 2 節 株主総会 (第 5 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 取締役会及びコミサリス会
 - 第 1 節 取締役会の職務及び責任の履行 (第 10 条ないし第 17 条)
 - 第 2 節 コミサリス会の職務及び責任の履行 (第 18 条ないし第 28 条)
 - 第 3 節 取締役会及びコミサリス会の禁止事項 (第 29 条)
- 第 4 章 取締役会及びコミサリス会の報酬 (第 30 条)
- 第 5 章 企業倫理
 - 第 1 節 事業活動の実施における証券会社の行動 (第 31 条)
 - 第 2 節 証券会社の倫理規定及び取締役会又は監査委員会のガイドライン (第 32 条及び第 33 条)
- 第 6 章 内部統制 (第 34 条ないし第 39 条)
- 第 7 章 事業計画 (第 40 条ないし第 43 条)
- 第 8 章 違反報告システム方針及び顧客クレームシステム方針 (第 44 条及び第 45 条)
- 第 9 章 ウェブサイト (第 46 条ないし第 48 条)
- 第 10 章 報告 (第 49 条ないし第 56 条)
- 第 11 章 雑則 (第 57 条)
- 第 12 章 制裁規定 (第 58 条ないし第 60 条)
- 第 13 章 経過規定 (第 61 条ないし第 63 条)
- 第 14 章 終則 (第 64 条及び第 65 条)